

令和2年度小城市環境審議会 会議概要

開催日時 令和2年11月11日（水）13：30～15：30

開催場所 ゆめりあ集団検診室

【出席委員】 8名

染谷委員（会長）、山本委員（副会長）、井手委員、木下委員、古賀委員、井澤委員、岡本委員、荒牧委員

【事務局】 7名

市民部長、環境課長、環境課参事、環境課副課長、環境課環境係長、環境課廃棄物対策係長、環境課廃棄物中継センター係長

（配布資料）

令和2年度 第1回小城市環境審議会 会議次第

資料 1-1 小城市環境基本条例～抜粋～

資料 1-2 小城市環境審議会規則

資料 2 第2次小城市環境基本計画 第2部 理念の実現に向けた取り組み

資料 3 第2次小城市環境基本計画 数値目標（令和元年度実績）

資料 4 第2次小城市環境基本計画 進捗状況（令和元年度）

資料 5 小城市環境審議会委員名簿

資料 6-1 第2次小城市一般廃棄物処理基本計画
（ごみ処理基本計画、生活排水処理基本計画）

資料 6-2 第2次小城市一般廃棄物処理基本計画
（第2編 生活処理基本計画新旧対照表）

別紙1（小城市下水道等整備計画図）、別紙2（小城市下水道等整備計画図）

ー以下審議ー

1 小城市環境審議会について

- ・環境審議会の設置規定について 資料 1-1
- ・審議会の成立宣言 資料 1-2

2 環境基本計画について

- ・第2次小城市基本計画 第2部理念の実現に向けた取り組み 資料 2

3 会長、副会長選任（委員の互選により選任）

- ・会長 染谷 孝 氏
- ・副会長 山本 康徳 氏

4 議事1 第2次小城市環境基本計画令和元年度進捗状況について

第2次小城市環境基本計画について各基本目標及び施策ごとの数値目標（令和元年度）について事務局より説明。

基本施策ごとの数値目標と実績の報告

（基本目標1. すぐれた自然環境と多様性豊かな生態系の保全）

基本的施策	取り組みの方向性	成果指標	数値目標 (令和8年度)	実績 (令和元年度)
良好な自然環境・景観の保全	環境に配慮した農林水産業の推進	自然環境が保全されていると思う市民の割合	31%	20.9%
		麦わらを有効活用している面積の割合	70%	92.9%
多様性豊かな生態系の保全	貴重な生態系の保全・保護	自然環境の保全活動に取り組んでいる市民の割合	31%	56.7%
	適切な、外来種・有害鳥獣対策	有害鳥獣などにより被害を受けた農地面積	840a	243a

（基本目標2. 清くさわやかな生活環境の確保）

基本的施策	取り組みの方向性	成果指標	数値目標 (令和8年度)	実績 (令和元年度)
生活環境の保全	居住周辺環境の保全	快適な居住環境で暮らせている市民の割合	52%	42.8%
	水を活かす	公共用水域（河川）の環境基準達成率（BOD）	100%	100%
	ペット飼育マナー向上啓発	ペットに関する苦情件数	0件	36件
ごみの排出ルー ルの徹底	ポイ捨てや不法投棄をなくす	不法投棄件数	0件	35件
	適正なごみ処理体制を作る	違反ごみ件数	0件	39件

(基本目標 3. 家庭から始める地球環境保全活動の推進)

基本的施策	取り組みの方向性	成果指標	数値目標 (令和8年度)	実績 (令和元年度)
地球温暖化防止の推進	環境保全行動の推進	エコアクション 21 所得事業所数または、ISO14001 所得事業所数	15 社	22 社
	交通手段の選択	小城市のCO ₂ 排出量 (t/CO ₂)	365,000 t (令和8年度目標値)	369,107 t (平成29年度値) 2年遅れのデータで表記
ごみから資源への実践	ごみの分別を徹底する	ごみ減量に取り組んでいる市民の割合	87%	81.0%
	4R運動を実践する	可燃物排出量	8,900 t	10,370 t
	生ごみを減らす	資源化率	21%	16.0%

(基本目標 4. 歴史・文化と共生する快適な住環境の創造)

基本的施策	取り組みの方向性	成果指標	数値目標 (令和8年度)	実績 (令和元年度)
歴史・文化資源の保存・伝承・活用	文化財の管理	指定・登録文化財件数	94 件	87 件
	歴史・文化資源とふれあう場の増進	案内板、説明板の設置件数	110 件	95 件
	伝統芸能・創作芸能団体の育成	伝統芸能・創作芸能団体数	18 団体	15 団体
歴史的・文化的環境に関する意識の向上	展示会・講座・講演会の開催	歴史・文化関連講座・講演会開催数	24 回	13 回

(基本目標 5. 環境を守り活かす地域づくりの推進)

基本的施策	取り組みの方向性	成果指標	数値目標 (令和8年度)	実績 (令和元年度)
地域での環境意識の醸成	市内一斉清掃への参加促進	市内一斉清掃参加者数 (春・秋のべ人数)	19,800 人	18,358 人
	多面的機能支払交付金事業の活用	多面的機能支払交付金活動団体数	105 団体	89 団体
	環境出前講座による啓発	環境出前講座延参加者数	2,500 人	1,300 人
協働による環境保全と環境教育	環境保全団体などの育成	環境保全活動に取り組む市民団体数	15 団体	17 団体
	環境教育の充実	集団回収実施団体数	60 団体	33 団体

質疑応答

●（基本目標 2 清くさわやかな生活環境の確保）

（会長）

公共用水域（河川）の BOD（環境基準達成率）について、測定地点は何カ所くらいあるか。

（事務局）

昨年度までは 42 カ所だったが、昨年度から年度を分けて 23 カ所と次の年 21 カ所に分けて測定する。全体としては 44 カ所ある。

（会長）

基準値としてはどのくらいの数値か。

（事務局）

河川水路ごとに基準が違っているので河川水路ごとに基準を達成していく、ということになっている。（詳細は後もって回答。別表 1）

（副会長）

何らかの基準があって今、基準がこの位で推移している、と説明してもらえれば理解がしやすい。この後説明される下水道についても生活排水処理の率も毎年挙げてどのくらいきれいになっていくといった所も合わせ、説明するとより分かりやすくなると思う。

●（基本目標 3 家庭から始める地球環境保全活動の推進）

（会長）

ごみの排出ルール徹底ということで不法投棄の件数、違反ごみの件数共に順調に減っているようだが、特に力を入れている取り組みはあるか。

（事務局）

小城市の廃棄物不法投棄監視委員の方、小城市環境衛生推進員等から違反ごみがあった場合は連絡をいただいて区長と相談しながらごみ置き場・資源物ステーション等においてラミネート加工した啓発物等で周知を図っているのが効果を上げているのではと考えている。

（会長）

最終的な目標値が 0 というのが難しい。すぐにでなくてもいいが、さらに何か決め手となるような手立てはないか。

（事務局）

目標値は 0 に近づけるために市だけでなく、警察等と連携を強化しながら不法投棄 0 を目指していきたい。

（会長）

現在、防犯カメラも安くなっているので、常習的なスポットにカメラを設置する等して取り締まることを検討してほしい。

（委員）

私は岩松小学校校区ですが先日区長会として不法投棄の監視として見回りをした。新しく投棄された物はなかったが、以前からまだ片付いてない所が見受けられた。

一度監視員さん立会の基に何らの形で対応してほしい。以前からあった所にも注目してほしい。

(事務局)

今、いただいた情報を基に検討していきたい。不法投棄に関してはそれぞれ土地の管理者がいる。なかなか個人の連絡を取る手立てがないのが現状だが、提案があった部分の情報収集をしながら検討していきたい。

● (基本目標 4 歴史文化と共生する快適な住環境の創造)

(会長)

歴史・文化関連講座・講演会開催数ということで数値が下がっているが、主催団体は公的・民間を問わずの集計か。

(文化課)

小城市主催分のみとなっている。民間団体との共催分を含めたら数値が増える。

(会長)

それで数値が下がっているのはなぜか。

(文化課)

3月に予定していた講演会が一件減少している。その他で平成30年度が明治維新150年祭で講演会回数が増えていた。平成31年度は純粹に減少している形になっている。

(会長)

今年度はコロナの影響で開催できないという、やむを得ない部分があると思う。今、ネット会議・ネット集会等増えているが、ホームページや、インターネットを介した取り組みも今後検討してほしい。

●（基本目標 5 環境を守り活かす地域づくりの推進）

（会長）

出前講座等も今年度コロナの影響で数が減っている。インターネット、youtube 等を利用した取り組みができたらと思う。

5 議事 2 第 2 次小城市一般廃棄物処理基本計画 生活排水処理基本計画の改定について
下水道課より説明。

【浄化槽市町村整備推進事業及び家庭用浄化槽設置整備事業の年間整備基数の変更について】

浄化槽市町村整備推進事業（下水道区域外において市が合併浄化槽の設置と維持管理を行うもの）…1 年間に 50 基の設置を目途に、20 年間で 1,000 基を計画



1 年間に 70 基の設置を目途に、20 年間で 1,240 基を計画に変更

（これまでの年間基数内訳）

- ・資料 6-1 70 ページ「表 3-5 合併処理浄化槽整備計画」には年間の浄化槽整備基数を 100 基と定めている。
- ・年間基数のうち、家庭用浄化槽設置整備事業（下水道計画区域内で下水道の整備が当分の間、見込まれない区域への合併浄化槽の設置者に対して市が補助を行うもの）が年 50 基
- ・年間基数のうち、市町村整備推進事業（下水道区域外で市が事業主体となって浄化槽の設置と維持管理を行うもの）が年 50 基

（今回変更後の年間基数内訳）

- ・家庭用浄化槽設置整備事業を年 30 基に（5 人槽で 20 基、7 人槽で 10 基）
- ・市町村整備推進事業を年 70 基に（5 人槽で 30 基、7 人槽で 38 基、10 人槽で 2 基）

（家庭用浄化槽設置整備事業の年間基数変更の理由）

下水道整備区域のうち、国土交通大臣の許可を経て 5 年から 7 年で整備を予定している区域である下水道事業認可区域が平成 29 年度に拡大されたことにより、家庭用浄化槽設置整備事業の対象区域が減少したことから浄化槽の整備基数が減少しているため。

（市町村整備推進事業の年間基数変更の理由）

事業対象区域としている下水道事業認可区域外でここ数年宅地開発が急増しており、事業の需要も増加していることから、平成 30 年度からは当初計画していた 50 基を超える整備基数となっているため。

（表 3-4 個別処理人口普及率及び生活排水処理率は表 3-5 合併処理浄化槽整備計画の年間基数が総計 100 基のため、変更前と整備基数の総計は変わらないため変更はない。）

【浄化槽法改定に伴う浄化槽処理促進区域の指定について】

図 3-1 小城市下水道等整備計画の凡例で公共下水道事業区域を赤で農業集落排水計画区域を青で示しており、その区域以外を当初は小城市市営浄化槽計画区域としていた。

令和 2 年 4 月 1 日施行の浄化槽法の改正により第 12 条の 4 第 1 項の規定で市町村は当該市町村の区域のうち、自然的経済的社会的諸条件からみて浄化槽によるし尿及び雑排水の適切な処理を特に促進する必要があると認められる区域を浄化槽処理促進区域として指定することができるようになった。

この浄化槽法の改正に伴い、小城市市営浄化槽計画区域を新たに浄化槽処理促進区域と指定し令和 2 年 10 月 12 日に公告を行った。

以前とやり方は変わらないが名称が変わり浄化槽促進区域となり、現在と同様に浄化槽市町村整備推進事業にて市営浄化槽の整備を行う。

以上が第 2 次小城市一般廃棄物処理基本計画第 2 部生活排水処理基本計画変更点の説明となる。

質疑応答

(会長)

浄化槽の設置の増加について、増えた分の予算の裏付けというのはどこから出るのか。

(下水道課)

市営浄化槽の事業については環境省の循環型社会促進交付金を利用している。この交付金の計画を作る上でも今回の生活排水処理基本計画を見直す必要があったので今回、基数の変更を行っている。

(会長)

小城市というのは人口が増加している。あるいは住宅の新築が増えている、ということか。

(下水道課)

小城市全体としては人口は減っているが、一部の地域では宅地開発が進んでおり、市営浄化槽の設置が増えている。

議事終了

その他（事務局より説明）

・今後の予定について（今年度の審議会は第 1 回で終了の説明。来年度の審議会の開催時期は 10～11 月で予定している旨説明。）

・硬質プラスチックの今後の対応について

昨年度、環境審議会では硬質プラスチックを令和 3 年 4 月から可燃ごみに移行したい旨報告し、令和 2 年度のごみ分別カレンダーでも可燃ごみへの移行を記載をしたが、本年 7 月の国の有識者会議で家庭系のプラスチックごみ全般を一括回収区分、プラスチック資源と

いう形で設ける旨の方針が出され、令和 4 年以降の解消を目指す報道がなされたことにより、令和 3 年度以降も硬質プラスチックを資源物として取り扱い、焼却処理する。市民の資源物を回収するというルートを確保したまま対応したい。

・小城の自然を育てる会による外来種オオキンケイギクの駆除活動についてパネル掲示にてお知らせ。

閉会

別表 1 水質汚濁に係る環境基準 生。活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水 域
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道 1 級自然環境及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/1 以下	25 mg/1 以下	7.5 mg/1 以上	50MPN/100ml 以下	第 1 の 2 の (2) に より水 域類 型ご とに 指 定 す る水 域
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/1 以下	25 mg/1 以下	7.5 mg/1 以上	1,000MPN/ 100ml 以下	
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以上	3 mg/1 以下	25 mg/1 以下	5 mg/1 以上	5,000MPN/ 100m 1 以下	
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/1 以下	50 mg/1 以下	5 mg/1 以上	-	
D	工業用水 2 級農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/1 以下	100 mg/1 以下	2 mg/1 以上	-	
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/1 以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと。	2 mg/1 以上	-	
測定方法		規格 12.1 に定めら	規格 21 に定める方法	付表 8 に掲げる方法	規格 32 に定める方法又	最確数による定量法	

	れる方法 又はガラ ス電極を 用いる水 質自動監 視測定装 置により これと同 程度の計 測結果の 得られる 方法			は隔膜を用 いる水質自 動監視測定 装置のより これと同程 度の計測結 果の得られ る方法		
--	--	--	--	--	--	--

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/l 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
- 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する能力を有する機器と接続されているものをいう。
- 4 最確数による方法とは、次のものをいう。
 試料 10m l、1m l、0.1m l、0.01m l・・・のように連続した 4 段階（試料量が 0.1m l 以下の場合は 1m l に希釈して用いる。）を 5 本ずつ BGLB 醗酵管に移植し、35～37、48±3 時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これからも 100m l 中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最小量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試験採取後、直ちに試験ができない時は、冷蔵して数時間以内に試験する。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

- 2 水道 1 級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- 水道 2 級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- 水道 3 級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1 級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
- 水産 2 級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
- 水産 3 級 : コイ、フナ等、β-中貧腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- 工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- 工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度